

20川総行革第201号

平成21年1月20日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様
同 奥宮 京子 様
同 岩崎 善幸 様
同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

平成19年度の包括外部監査の結果に基づく措置及び結果に添えて提出された意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成20年1月28日付けで包括外部監査人品田和之氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

平成19年度の包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ：公の施設の管理及び指定管理者制度に係る財務事務の執行について（指定管理者の財務事務を含む）】

第1節 全般的事項

川崎市の指定管理者制度の導入の状況

- 1 応募団体数が少ないことや出資法人しか応募しなかった原因分析の必要性について
〔指摘の要旨〕

指定管理者制度が導入された172施設のうち、59施設（34.3%）が1団体、75施設（43.6%）が2団体しか応募がない。1団体のみの応募である59施設のうち10施設は、出資法人が単独で応募したものである。

市では、応募団体が少なかった施設について、また、民間団体がまったく応募しなかった施設について、横断的な事後分析が十分されているとはいえない状況であるため、その理由を調査・分析し、それを踏まえて再指定に臨むべきである。

〔措置の内容〕

平成20年度で指定期間が終了する施設の総括的な評価に際し、前回は応募団体が少なかった施設については、外部有識者等からアドバイスを伺うなど原因分析を行ったうえで、地域に密着した収益性のない施設については、NPO法人や地元団体などの小規模団体が応募できるようグルーピングせずに単館公募としたところです。

- 2 指定管理者制度の導入の検討について

〔指摘の要旨〕

川崎市では、出資法人等による管理委託施設について積極的に指定管理者制度を導入したところである。これ自体は評価できるが、はじめに指定管理者制度導入ありき、といった観点から検討が進み、そもそも指定管理者制度を導入すべき施設かどうかの検証は、検討期間が短かったこともあり、必ずしも十分になされたとはいえない状況であった。

今後の指定管理者制度の導入の検討に当たっては、今回の選定過程や制度導入の財政効果、第三者委員や市民の声を十分に踏まえた上で、検討することが求められよう。

〔措置の内容〕

平成20年度で指定期間が終了する施設については、外部有識者等からアドバイスを伺いながら制度の導入効果などを検証したうえで、指定管理者制度の継続を前提とすることなく総括的な評価を実施しました。

川崎市の指定管理者制度

1 選定過程の透明性の確保について

(1) 選定委員の構成について

[指摘の要旨]

川崎市では、「指定管理者の指定が行政処分行為である点に鑑み、行政機関としての判断を示す必要があるから」という考えに基づき、選定委員を担当部局の職員のみで構成している。

しかし、選定委員を担当部局の職員だけとすると、ある施設に担当部局が所管する出資法人と民間団体が応募した場合に、選定に当たって出資法人が有利に働く可能性を否定できない。また、実際に出資法人を有利に扱うことなく、公平かつ客観的に選定していたとしても、選定する側と選定される側に外観的独立性が確保されていなければ、外部からは公平かつ客観的に選定したように見えないこともある。したがって、選定委員に外部の第三者を登用することが有意義であると考えます。

他方、現行の市の考え方にも一定の合理性は認められ、こうした観点から外部の第三者を選定委員に登用しないのであれば、少なくとも、担当部局の職員以外の職員を選定委員とすることを検討すべきである。

[措置の内容]

選定委員の構成については、平成 20 年度より必ず施設運営に関する専門家や財務の専門家など外部有識者等の意見を伺うこととし、平成 21 年度からは、この外部アドバイザー制を検証したうえで、外部有識者等に委員として参加していただきます。

(2) 選定段階における外部の第三者などの意見聴取の活用について

[指摘の要旨]

現状、多くの施設で、外部者の意見を聴取しているのは、応募団体の財務分析や企画運営能力の判断についてであって、選定基準や配点の妥当性について、外部者の意見・評価を聴取・反映させている施設はほとんどない。

選定過程の透明性を確保する上では、その判断基準となる選定基準及び配点ウェートの妥当性こそが重要である。外部の第三者を選定委員としない場合には、選定基準や配点の妥当性を判断する選定の段階で、独立の立場としての第三者の意見を聴取する必要がある。

[措置の内容]

平成 21 年度からは外部有識者等に外部委員として参加していただくことで、さらなる選定過程の透明性の向上を図ります。

(3) 選定基準の配点ウェートの事前公表について

[指摘の要旨]

川崎市では、選定基準の項目は事前に HP などを通じて広く公表しているところであるが、各項目の配点は公表していない施設が多い。選定基準の項目を公表している点は評価できるが、配点まで公表しなければ、結局、選定過程は不透明になる可能性がある。

したがって、選定基準を事前に公表するに当たっては、項目だけでなく、項目ごとの配点ウェイトまで示すことを検討すべきである。

[措置の内容]

選定基準の配点ウェイトについては、指摘を踏まえ他都市等を調査したうえで、平成 20 年度より「指定管理者制度に関する事務処理について」において、明確かつ具体的に明示することとし、これに基づき各施設の募集・選定を実施しました。

(4) 選定結果の公表方法について

[指摘の要旨]

川崎市では、選定結果を市の HP 上で公表している。そのうち審査結果については、多くの施設で、(a)選定基準（項目のみで配点ウェイトは非公表）、(b)審査得点（指定管理予定者に選定された団体以外の得点は非公表）、(c)選定理由（選定されなかった理由は非公表）が公表されている。(a)の選定基準の公表に当たって、項目の公表にとどまり配点ウェイトを非公表にしていることは、(3)で指摘したとおり、選定されなかった団体にとっては公平な選定が行われたのか疑念が生じるところであるため、積極的に開示することを検討すべきである。さらに、より透明性を確保するために、選定しなかった団体の総得点、項目ごとの得点、その理由も開示することが考えられる。

これらを公表することで、応募団体にとっては他者比較により自らの提案内容を見直すことができるし、市にとっても、次回以降の応募に際して、より積極的な参加やレベルの高い提案を受けられるメリットもある。

[措置の内容]

選定結果の公表方法については、平成 20 年度より審査基準及び配点ウェイトを事前に公表するとともに、選定結果でも公表するよう平成 20 年度より「指定管理者制度に関する事務処理について」を改めました。

また、平成 21 年度より選定されなかった団体の総得点や項目ごとの得点等を団体に通知するよう改めます。

2 適切な選定基準の配点ウェイトについて

[指摘の要旨]

川崎市では、具体的な選定基準及び配点ウェイトは各担当部局が決定する。

個別に検討した 8 施設の選定基準を、包括外部監査人の判断で、①施設の事業実施に関する基準、②管理経費の縮減に関する基準、③施設の管理能力に関する基準、④その他 に分類し、施設ごとにその配点ウェイトを検討したところ、一部の施設では、管理経費の縮減に関する基準が 20%に満たず、中には 4%しか配点されていなかった施設もあった。

市民サービスの向上と管理経費の削減の 2 つを達成するための指定管理者の選定基準として、どちらかにあまりに偏っている選定基準の配点ウェイトは見直しが必要と考える。

なお、全庁的な観点から、横断的にすべての施設の選定基準及び配点ウェイトを

調査し、特定の部局においていずれかの基準に偏った配点ウェートの傾向が見られるのであれば、次回の選定に当たっては是正することも検討すべきであろう。

[措置の内容]

選定基準の配点ウェートについては、指摘を踏まえ、庁内のみならず他都市の状況も調査したうえで、平成 20 年度より「指定管理者制度に関する事務処理について」において、サービスの向上と経費削減の配点の目安を 25%以上とするなど、明確かつ具体的に明示し、これに基づき募集・選定を実施しました。

3 指定管理料の精算制度について

[指摘の要旨]

指定管理者制度の趣旨に反しかねない精算制度は廃止し、かつ、これらの施設のほかに、精算制度を採用している施設の有無を全庁的に調査し、その是非を検討する必要がある。

[措置の内容]

精算制度については、指定管理者とのリスク分担を明確にしたうえで、指定管理者の経営努力に基づき生じた収益や損失については、原則、精算方式は採用しないよう平成 20 年度より「指定管理者制度に関する事務処理について」を改めました。

4 修繕リスクの負担について

(1) 協定書における金額基準の明記について

[指摘の要旨]

協定書で施設修繕のリスク・責任分担に係る金額基準を明示していない施設があった。

本来、施設の維持管理に必要な修繕は、金額の多寡に関係なく、公の施設の設置者である地方自治体が負担すべきである。しかし、実務上の便宜を考慮すると、金額で指定管理者の業務の範囲を限定する方法は、扱いやすく合理的である。施設修繕に係る金額基準を協定書において明示していない施設は、金額基準を協定書に明記する必要がある。

[措置の内容]

平成 20 年度より「指定管理者制度に関する事務処理について」において、修繕費の分担の考え方を示し施設修繕に係る金額基準を協定書に記載するよう改めました。

(2) 協議条項の明記について

[指摘の要旨]

リスク負担を単純に金額で区切ると、指定管理者側からすれば、必要な修繕であっても指定管理期間内に実施しない可能性が生じるし、ぎりぎり金額基準内で収まってしまう修繕工事であれば、あえて緊急性の低い修繕も含めて修繕し、市に負担を転嫁する可能性も否定できない。

本来的には、金額の多寡に関わらず施設の修繕リスクは市が負担するのが原則であり、金額基準はあくまでも実務上の便宜を考慮して容認されるものに過ぎない。

この点を踏まえると、協定書には「疑義がある場合には、その都度費用負担と責任を協議した上で改修等を実施する」といった協議条項を入れることが望ましい。

[措置の内容]

平成 20 年度より「指定管理者制度に関する事務処理について」において、「疑義がある場合には、その都度費用負担と責任を協議した上で改修等を実施する」といった協議条項を協定書に記載するよう改めました。

(3) 修繕計画の策定について

[指摘の要旨]

大規模修繕の費用負担と責任が市にあることを示しておきながら、市で修繕計画を策定していない、又は策定していたとしても予算化できないことを理由に後年度に負担を先送りするケースもあり、施設の維持管理責任の観点から問題があろう。特に、建設から一定期間が過ぎた施設は、担当部局で大規模修繕計画を策定し、優先順位をつけた上で計画的に施設修繕に当たることが求められる。

[措置の内容]

本市が所有する多様な施設や設備の老朽化が進行する中で、更新のための建設費の確保には一定の限界があることから、長寿命化への取組みを進めています。指定管理者制度を導入している施設についても、「指定管理者制度に関する事務処理について」において、大規模修繕計画を策定し、それに従い実施するよう明示したところから、現在、施設ごとに計画の策定に向けて調査・検討をしています。

5 協定書のひな型の作成について

(1) 記載項目の標準化について

[指摘の要旨]

協定書の作成は、行財政改革室からガイドラインが示されてはいるものの、ひな型があるわけではなく、具体的な作成作業は各部局に任されている。

指定管理業務は施設によって異なるため、協定書を完全に統一化することはかえって柔軟な制度設計を妨げる。しかし、作成作業の効率化や市の一定の責任分担水準の確保等の観点から、市として協定書のひな型を用意し、どの施設においても変わらない事項や、最低限の必要記載事項については、記載方法を標準化すべきである。その上で、個々の施設の指定管理業務の内容に応じて、適宜カスタマイズしていく方法が有効であろう。

[措置の内容]

協定書の作成については、作成作業の効率化や市の一定の責任分担水準の確保の観点から、平成 20 年度より「指定管理者制度に関する事務処理について」を改め、施設に共通した事項や最低限必要な記載事項等を例示するなど記載項目の標準化を図りました。

(2) 協定書の調印当事者について

[指摘の要旨]

共同事業体（JV）が指定管理者の場合、調印者には ①共同企業体（JV）として調印する ②代表団体が調印する のパターンがみられた。協定書の及ぶリスク責任分担などの範囲が、指定管理者全体であることに鑑みれば、①の方法によることが望ましい。市として様々な協定書の締結方法があることは、全庁的なサービス水準の統一化の観点からも望ましくないとと思われる。

②の方法であっても、市との間で、リスク責任分担が連帯してすべての構成団体に及ぶことが定められていれば、実質的には①と同様の効果が得られると考えられる。しかし、単に JV 間の協定において協定書の効力が及ぶように覚書などを取り交わすだけでは、それは JV 間でのリスク責任分担を明確にただけであるので、協定書で市と指定管理者の責任分担を明示する必要がある。

[措置の内容]

共同事業体との協定書の調印にあたっては、平成 20 年度に「指定管理者制度に関する事務処理について」を改訂したことから、平成 21 年度より責任を明確にするため、共同企業体と行うよう改めます。

6 モニタリングについて

(1) モニタリング手法のマニュアル化について

[指摘の要旨]

現状、多くの施設において、モニタリングの実施方法を試行錯誤しているところであり、部局の方針として、具体的なモニタリング方針や手続きを定めている施設は少ない。継続的に一定の水準のモニタリングを確実に実施できるように、モニタリング方針や具体的な手続きを策定し、文書化、マニュアル化を図ることが必要である。

[措置の内容]

モニタリング手法については、平成 20 年度「川崎市民間活用ガイドライン」において統一的なモニタリング方針と留意点等を示すとともに、「指定管理者制度に関する事務処理について」において、具体的な作業や標準的なモニタリングシートを明示しました。

(2) 実施したモニタリングの記録について

[指摘の要旨]

市が説明責任を果たすためには、実施したモニタリングの実施事項を、適切に記録・保管しなければならないが、現状において、具体的に、いつ、誰が、どのような方法でモニタリングを実施したのか、という点を文書で適切に記録している施設は少なかった。各担当部局でモニタリングの実施事項に関する文書を作成し、記録・保管する必要がある。

また、当該モニタリングの実施事項の記録方法について、担当部局間の横断的な調整を図りながら、その目安となる全庁的なガイドラインを作成すべきであろう。

[措置の内容]

モニタリングの記録については、平成 20 年度「川崎市民間活用ガイドライン」において統一的なモニタリング方針と留意点等を示すとともに、「指定管理者制度に関する事務処理について」において、記録における留意点や標準的なモニタリングシートを明示しました。

(3) 第三者による評価の必要性について

[指摘の要旨]

川崎市では、各施設の担当部局がモニタリングを実施し、施設の事業運営状況及び指定管理者を評価しており、その評価結果は、市の HP 等で公表されている。

しかし、指定管理者が、担当部局の所管である出資法人であり、評価する側と評価される側に必ずしも外見的な独立性が確保されているとはいえない状況では、公平かつ客観的に評価されているかが不明確になるおそれが生じる。したがって、担当部局で実施したモニタリング結果を踏まえて、第三者機関が施設の事業運営状況及び指定管理者を評価することが必要である。

[措置の内容]

第三者による評価については、平成 20 年度より外部有識者等に意見を伺ったうえで、指定管理期間が終了する施設の総括評価を実施するよう「指定管理者制度に関する事務処理について」を改めましたが、平成 21 年度からは委員として評価に参加いただくとともに、年度終了時に実施する評価にも参加いただくよう改めます。

7 債務負担行為の設定について

[指摘の要旨]

川崎市では、指定管理者制度を導入した際に、債務負担行為を設定していない。しかし、指定管理期間が複数期間にわたるものであり、制度趣旨に照らせば指定管理料は定額となるべきであることに鑑みれば、本来は債務負担行為を設定すべきである。

[措置の内容]

平成 20 年度より指定管理者制度を導入する施設については、平成 19 年度に債務負担行為を設定するよう改善を図るとともに、「指定管理者制度に関する事務処理について」を改めました。

第 2 節 個別施設に係る事項

第 1 川崎市国際交流センター

1 選定の過程における透明性の確保について

[指摘の要旨]

(財)川崎市国際交流協会(市の 100%出資法人)は、所管する総務局長が理事に就任し、市の職員も派遣されている法人であり、かつ、従前より国際交流センターの管理委託業務を受託していた法人である。こうした出資法人が選定された場合、新

規参入を企図した民間団体が選定過程で不利な状況に置かれなかったかについて、十分に説明する責任がある。

したがって、選定過程の透明性をより確保するための方策として、選定委員の構成の見直し、選定基準策定段階における有識者からの意見聴取、選定基準の配点の事前公表、選定結果の事後的な公表方法の見直しなどを検討すべきである。

[措置の内容]

指定管理予定者の選定にあたっては、平成 20 年度より審査項目や配点など選定における基準を予め公表するとともに、必ず外部有識者等からアドバイスを伺ったうえで、選定するよう「指定管理者制度に関する事務処理について」を改訂しました。

また、平成 21 年度からは外部有識者等に選定委員会へ外部委員として参加していただくことで、さらなる透明性の向上を図ります。

なお、国際交流センターについては、次期選定時より改善を図ります。

2 施設の修繕計画について

[指摘の要旨]

国際交流センターは、開館から 10 年以上が経過しており、修繕を要する部分が発生している。管理施設の修繕業務は 1 件当たり 100 万円以上のものは市において行われることとされており、市において大規模修繕計画は策定中とのことである。施設の運営に支障が生じないように計画的な修繕を実施することが必要である。

[措置の内容]

国際交流センターの大規模修繕計画については、平成 20 年度中に建物状態の把握・分析、建物の劣化予測とそれに基づいて策定した保全計画を踏まえて、平成 21 年度から建築躯体の経年の劣化状況と実際の使われ方に対する適合性等を勘案しながら、修繕計画を策定し計画的な修繕を実施します。

3 事業報告書における収支報告について

[指摘の要旨]

国際交流センターの指定管理者は、(財)川崎市国際交流協会と東京ビジネスサービス(株) (TBS) の共同事業体である。しかし、市に対する収支報告は、代表団体である(財)川崎市国際交流協会の特別会計に係る収支計算等が報告されるだけであり、TBS を含めた指定管理にかかる事業としていくら損益が発生したのか、指定管理者制度導入前と比べてどれだけの導入効果があったのかを正確に把握しにくい。

(財)川崎市国際交流協会は TBS から決算書(国際交流センターの運営に係る部分)を定期的に徴収し、施設全体としての収支報告をする必要がある。

[措置の内容]

(財)川崎市国際交流協会に対して、共同事業体である東京ビジネスサービス(株) (TBS) から決算書(国際交流センターの運営にかかる部分)の定期的な報告を受けさせるとともに、市に対する収支報告にあたっては、構成員の損益を明確にしたうえで、共同事業体として報告するよう指導し、平成 20 年度決算報告より改善します。

4 一般会計と特別会計の費用負担区分について

[指摘の要旨]

(財)川崎市国際交流協会の収支報告書上、一般会計として国際交流事業の実施等(通常業務)に係る収支が計上され、特別会計として国際交流センターの管理業務に係る収支が計上されている。しかし、本来一般会計が負担すべきと思われる施設維持管理費や光熱費などもすべて特別会計の負担となっており、一般会計と特別会計の費用負担区分が必ずしも合理的とはいえない点が見られた。

一般会計と特別会計の費用負担区分は、事業報告書における収支報告にも影響を与える。施設の運営に関する収支状況を明確にするために、事務室等に関わる管理費用のうち通常業務に係る経費相当額を、合理的な基準に従って一般会計に負担させる必要がある。

[措置の内容]

平成20年度より管理費や管理部門で発生する費用等については、合理的な基準に従って算定するよう指導を実施し、平成21年度から年度協定等に反映させます。

第2 川崎市とどろきアリーナ

1 選定の過程における透明性の確保について

[指摘の要旨]

選定委員会の委員はすべて教育委員会の職員である。他方、とどろきアリーナの指定管理者に応募した(財)川崎市体育協会及び(財)川崎市生涯学習財団は、ともに教育委員会が所管する出資法人である。このように、応募者が所管する出資法人のみであった場合には、選定過程の透明性を十分確保し、外部に対して十分に説明する必要があろう。

したがって、選定過程の透明性をより確保するための方策として、選定委員の構成の見直し、選定基準策定段階における有識者からの意見聴取、選定基準の配点の事前公表、選定結果の事後的な公表方法の見直しなどを検討すべきである。

[措置の内容]

指定管理者の選定過程の透明性を図るために、「教育委員会指定管理予定者選定等委員会設置要綱」を改正して、指定管理者に応募した出資法人を所管する部長を選定委員から外したほか、外部有識者にアドバイザーとして選定基準策定段階を含む全ての選定委員会に出席してもらい、第三者の立場としての意見の聴取を行うこととしました。

また、募集要項やホームページ等による審査基準及び配点の事前公表や配点ウェイトの公表を行うことにより情報における公平性の向上を図りました。

選定結果の公表方法における選定しなかった団体への通知内容については、当該団体が事後検証できるよう、より詳細かつ具体的に記載するなど見直しを図ります。

2 メインアリーナの前受金計上について

[指摘の要旨]

メインアリーナの利用希望者は、申込み時に利用料金の30%を予約金として支払い、残額を利用の6ヵ月前までに支払う。指定管理者のとどろきアリーナ運営体協グループは、当該予約金を収受した時点で、これを利用料金収入に計上している。指定管理者制度を導入した際に、平成18年度末時点で収受していた予約金そのまま市の収入となり、指定管理者に移管されていないことと関係する。

しかし、利用料金収入は、施設を利用に供することではじめてサービスを提供したことになるのであるから、予約金を収受した時点ではなく、施設を利用に供した時点で計上すべきであり、それまでは前受金として計上すべきである。

また、市としても、メインアリーナにかかる利用年度前に前受けした予約金の帰属先及びキャンセルが発生した場合の負担先について、現行の手法を見直し、文書化することを検討する必要がある。

[措置の内容]

今回の指定管理者の切り替えに際し、募集要項・協定書・仕様書等において予約金を前受金として計上するよう規定します。

なお、現在の指定管理者については、前払いを受けている次年度利用分の利用料金を「前受金」として取り扱い、次の指定管理者に引き継ぐよう、指定管理者と合意した文書を取り交わすとともに、指定管理移行前に市が受領している前受金相当額を、指定管理最終年度の指定管理料として補填できるよう調整します。

3 現金のオフバランス管理と適切な収入計上時期について

[指摘の要旨]

とどろきアリーナ運営体協グループでは、使用料金収入を収受した時点をもって収入計上するのではなく、金融機関に預け入れた時点をもって収入計上している。このため、3月31日に収受した現金預金が適切な期間に計上されていない。

現金収受に関する保管体制には特段の問題は発見されておらず、また、毎日金融機関に預け入れること、多額の現金が金庫に保管されるわけではないことから、実務上の便を考慮して、期中では当該処理を容認できたとしても、少なくとも決算時には、収受した現金預金を適切に計上することが必要である。

[措置の内容]

平成19年度から、3月31日までの収受現金について、「未収金」ではなく「現金預金」として会計処理をしています。

また、使用料収入を金融機関に預け入れるまでの間については、指定管理者の構成員である財団協力が税理士と相談の上、利用料の入金伝票（補助簿）への記載を行うことで、適正な管理を行っています。

第3 れいんぼう川崎

1 募集要項上の選定基準の表現について

[指摘の要旨]

募集要項上の選定基準として「れいんぼう川崎の管理運営業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させること」とあった。れいんぼう川崎で実施する障害者療護事業等に関する知識や経験を有する者を従事させるためのものであったが、当該表現は、従来かられいんぼう川崎を管理委託していた(福)川崎市社会福祉事業団が選定上有利に取り扱われると誤解されかねない表現である。当施設に対して、(福)川崎市社会福祉事業団以外の団体が応募してこなかった一つの要因となった可能性もある。こうしたことから、募集要項上の文言をより適切なものにすることが必要である。

[措置の内容]

募集要項上の選定基準の中で「れいんぼう川崎の管理運営業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させること」という表現については、事業の円滑な運営や支援水準の維持を意図したものであり、指定管理者の募集にあたって(福)川崎市社会福祉事業団を有利に取り扱うものではありませんが、次期指定管理者の募集にあたっては、一般的に誤解を招かないような表現に改めます。

2 事業実施のチェック（モニタリング）の有効性について

[指摘の要旨]

川崎市から指定管理者への事業実施のチェック（モニタリング）の方法として、協定上は、年に1回の事業報告書の提出、緊急事態発生時の報告及び現場視察が規定されているが、部局の方針としての具体的なモニタリング方針や手続きは定められていない。

担当者が変わったとしても必要な水準のモニタリングを実施可能とするために、モニタリング方針や手続きの策定、文書化が必要である。その際、具体的な指標（クレーム数など）を選び、その指標の改善状況を確認するという方法を取り入れることが望ましい。

[措置の内容]

平成20年度から具体的な指標の一つとして利用者満足度調査を導入し、継続的に状況を確認することとしました。

また、平成20年度には「指定管理者制度に関する事務処理について」を改訂し、モニタリングの方針や手法等について具体的に示すとともに、雛形も掲載し、平成21年度より指定管理施設において運用することとしています。

3 固定資産の老朽化と中長期的な修繕計画について

[指摘の要旨]

れいんぼう川崎は施設設置から11年が経過しており、一部資産が老朽化している。

れいんぼう川崎は生活施設であり、かつ、利用対象者が身体障害者であることを考慮すると、特に安全性には慎重に配慮しなければならず、計画的に修繕や取替え

等の対応が必要であるが、固定資産に関する中長期の修繕計画が策定されていなかった。予算の制約等により必要な修繕が先送りにならないよう、中長期的な修繕計画を立案し、修繕の優先順位を把握することが必要である。

[措置の内容]

長寿命化の視点から必要な修繕が的確に実施できるよう、他の施設の修繕計画との整合性を図りながら修繕計画の策定に向けて調整を進めています。

4 利用者預り金の管理について

[指摘の要旨]

施設では、入居者が重度の身体障害者で自由に買い物ができないことから、施設の入居者やその家族の希望に応じて、入居者の現金を預って管理している。原則的には、こうした現金の預りに係るサービスはトラブルの元となるため、廃止することが望ましいが、利用者ニーズに応えるためのサービスとして、一定のルールを設けて実施する分には、こうしたサービスも有用と考えられる。

施設職員が入居者の買い物を代行した時は、レシート等の証憑を残し、一定の期間ごとに入居者本人や家族に預り状況や支払状況を報告しているが、1回1回の支出時に、利用者本人の意思表示を書面で残していない。万が一トラブルが起きた場合、意思表示を書面で残していないと預り金の流用を疑われかねないので、支出時には必ず入居者本人又は家族からの意思表示を文書で確認し、保管することが必要である。

[措置の内容]

預かり金を支出する際の取り扱いについては、書面にて利用者の意思を確認し保管することとしました。また、自書が困難な方からの預かり金の支出の申し出があった際は、職員が代筆して書面を作成し、その書面を提示して御本人の意思を確認するとともに、書面に確認印を捺印してもらい保管するという手順に改めました。

5 協定締結時の物品の確認について

[指摘の要旨]

協定書に、貸与物品リストが添付されていなかった。物品の管理責任の明確化のためにも、協定書に物品のリストを添付し、相互に合意を行うことが必要である。

また、施設内の物品を5件無作為に選び、市の物品台帳又は指定管理者の固定資産台帳に載っているかどうかを確かめた結果、一部の物品が、いずれの管理帳簿にも載っていなかったため、施設内の各物品の所有権についての整理を行うことが必要である。

[措置の内容]

施設内の物品の所有権を整理するにあたり、指摘後、速やかに備品台帳との突合を実施いたしました。

また、協定書には備品台帳を添付し、適正な物品管理に向けて、指定管理者と相互に確認することとしました。

6 固定資産の現物管理について

〔指摘の要旨〕

市の物品台帳、団体の固定資産台帳から任意に 5 件ずつ計 10 件、台帳と現物との照合作業を実施したところ、6 件もの不備が発見された。市からの貸与物品は少なくとも年に 1 回はたな卸しし、適切に資産を保全する必要がある。

また、協定書上で貸与物品リストがないため、指定管理者所有の物品と市所有の物品とを明確に区別する観点から、市所有の物品に物品シールの貼り付けを徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

貸与備品の適正な管理にあたって、指摘後、速やかに備品台帳に基づき備品シールを添付するとともに、年 1 回備品台帳との突合を実施することとしました。

第 4 養護老人ホーム「川崎市恵楽園」

1 事業実施のチェック（モニタリング）の有効性について

〔指摘の要旨〕

モニタリングとして、年に 1 回の事業報告書の提出、毎月の「老人ホーム状況報告書」の提出、実地確認などが行われている。しかし、具体的なモニタリング方針や手続きは定められていないため、必要な水準のモニタリングを継続的に実施できるようにする観点からは、これらの策定及び文書化が必要である。

モニタリングに当たっては、具体的な指標（食事の残食率や事故の発生件数、苦情の件数など施設に対する利用者満足度を測定できるもの）を選び、その指標の改善状況を確認するという方法を取り入れるべきである。

〔措置の内容〕

継続的なモニタリングの実施にあたり、省令に定める基準に沿って運営が適切に行われていることを確認するための様式や事故発生時の報告の取扱い及び報告様式を定めました。

また、事業評価において事故発生件数、苦情等の具体的な改善状況を確認したうえで、適切な指導を実施しました。

2 協定書における貸与物品の確認について

〔指摘の要旨〕

協定書に、貸与物品リストが添付されていなかった。物品の管理責任の明確化のためにも、協定書に物品のリストを添付し、相互に合意を行うことが必要である。

また、施設内の物品について、市の物品台帳又は指定管理者の固定資産台帳に記載されているかどうかを確認したところ、一部の物品が、いずれの管理帳簿にも記載されていなかった。施設内の各物品の所有権について整理することが必要である。

〔措置の内容〕

貸与物品については、平成 20 年度中に施設の備品の確認及び帳簿を作成し、本市の物品管理システムと突合するとともに、各物品の所有権を整理するために備品シールを貼付したうえで、適正に管理するよう改めました。

また、物品管理責任の明確化にあたり、協定書に物品リストを添付することとしました。

3 固定資産の老朽化と中長期的な修繕計画について

[指摘の要旨]

恵楽園は施設設置から14年が経過しており、固定資産の老朽化が進行している。恵楽園は生活施設であり、特に安全性に配慮する必要があることから、計画的に修繕や取替え等に対応しなければならない。しかし、担当部局では中長期の修繕計画が策定されていない。中長期的な修繕計画を立案し、修繕の優先順位を把握することが必要である。

[措置の内容]

現在、修繕計画策定のため修繕周期の設定や修繕の優先順位を調査しており、調査結果を踏まえ修繕計画を策定します。

4 共通経費の按分について

[指摘の要旨]

(福)川崎聖風福祉会の決算書上、共通経費は、各施設の負担能力に応じて同福祉会が任意に按分していた。共通経費の按分を指定管理者が任意に行う場合、市に対する収支報告の結果を恣意的に操作する余地が残ってしまう。事業の実態に適合する共通経費の按分方法を検討し、規定上明確にする必要がある。

また、市においても、施設に係る収支が適切に計上されているかどうかについて事業報告書を調査し、適切に計上されていないのであれば是正を求める必要がある。

[措置の内容]

事業の実態に適合する共通経費の按分方法を検討し、平成21年度から規定において明確にします。

また、収支が適切に計上されているかについては、毎年度の事業評価において内訳等を確認します。

5 利用者預り金の管理について

[指摘の要旨]

れいんぼう川崎と同様に、当施設でも入居者の現金を預かるサービスを実施している。

当施設では、施設職員が入居者の買い物を代行した場合、支出の際に、管理帳簿である預り帳に利用者の確認サインを求めている。しかし、預り帳を閲覧したところ、利用者の支出確認のサインがないものがあつた。施設職員の預り金の流用を後から疑われないために、利用者の確認サインを確実に受領することが必要である。

[措置の内容]

施設職員が入居者の買い物を代行した場合については、適正に預かり金を管理するために、利用者の確認サインは確実に受領するよう、速やかに職員に対して周知徹底を図りました。

6 固定資産の現物管理について

〔指摘の要旨〕

固定資産の現物管理の状況を確認するため、市の物品台帳から任意に 12 件、団体の固定資産台帳から任意に 1 件、台帳と現物との照合作業を実施した。

市の物品台帳を電子化する際に、新しい資産コードを付け直しているが、ほとんどの資産について電子化前の旧コードで物品シールが貼られているため、現物と物品との対応を正確に確認できなかった。電子化後の新しい資産コードに対応する物品シールに貼り替えることが必要である。

また、貸与物品は、現物を年に 1 回程度たな卸しし、適切に資産を保全する必要がある。

〔措置の内容〕

施設の備品については、年 1 回備品台帳と突合することとしました。また、平成 20 年度中に本市物品管理システムにおける現行の備品シールの張替えを行います。

第 5 川崎市かわなかじま保育園

1 事業計画書の様式について

〔指摘の要旨〕

仕様書上、事業計画書など申請に係る提出書類の記載上の留意点が、一部を除いて簡単にしか示されていない。このため、指定様式以外の事項については、団体ごとに様々な形式で提出され、評価要素のピックアップが効率的に行える状況とはいえなかった。

また、指定管理者の評価項目と仕様書を比較すると、評価項目となっているのに仕様書に記載がないなど両者が対応しない部分も見受けられた。仕様書は、効率的な評価の実施のために、評価項目に即して記載する必要がある。

〔措置の内容〕

提出書類については、平成 19 年度末の指定管理者募集時から新たに仕様書と評価項目に対応した指定様式を定め、効率的な評価が行えるよう改善を図りました。

2 指定申請書添付書類について

(1) 条例施行規則で求める財務諸表等の提出について

〔指摘の要旨〕

7 団体中 6 団体が、決算書について、条例施行規則で求められる平成 16 年度のものではなく、平成 15 年度のを提出していた。これは、3 月決算以外の法人の応募も想定し、募集要項で、提出書類の年度を平成 15 年度としたためである。

また、同様の理由により、事業計画書及び収支予算書についても、条例施行規則で求められる平成 17 年度及び平成 18 年度のものではなく、平成 16 年度及び平成 17 年度の事業計画書・収支予算書を提出している団体があった。

直近の決算書等を求める意図は、法人の財務基盤、経営能力、長期的運営能力な

どを、直近の材料で判断するためである。応募団体の決算期のタイミング等によりやむを得ない事情がある場合は別途規定すればよく、条例施行規則に従った年度の決算書、事業計画書・予算書により、法人の財務基盤等を検討する必要がある。

[措置の内容]

平成 19 年度末の指定管理者募集時から決算書等については、条例施行規則に則り直近の決算書等を求めることとし、応募団体の決算期のタイミング等により、やむを得ない事情がある場合のみ、例外的に当該前年の決算書等の添付を認める取扱いとして、募集要項に記載するよう改善を図りました。

(2) 受領資料の確認と不足資料の徴求について

[指摘の要旨]

7 団体中 3 団体は、事業計画書及び収支予算書が提出されていない。資料を受領する際に要求資料が揃っているかを形式要件として確認し、不足資料があれば徴求すべきである。

[措置の内容]

平成 19 年度末の指定管理者募集時から受領資料の確認と不足資料の徴求を徹底しました。

また、提出要件の具備審査を必ず実施するよう「指定管理者制度に関する事務処理について」を改訂し、平成 21 年度より運用を改めます。

3 経費見積と事業報告書における収支報告の比較について

[指摘の要旨]

所管部局では、事業計画書とともに提出された経費見積書と事業報告書に含まれている収支報告書を比較し、乖離した項目があれば指定管理者に事情を確認しているということだが、検討内容の資料は作成されていなかった。指定管理者評価に関わる説明責任の観点から、実施した事項の資料を適切に作成し保管する必要がある。

また、経費見積書と収支報告書では、事業費の合計額は大きく乖離していないものの、それぞれの経費項目の割合を比較すると、収支報告書では人件費等の割合が低下している一方、管理事務費の割合が大幅に上昇している。経費が本来の事業にどの程度使用されているか等の分析を実施し、改善を要する事項があれば要望を行う必要がある。

[措置の内容]

平成 19 年度の指定管理者の事業評価時から経費見積書と収支報告書の内容に大きな乖離が認められる場合には、その理由の聴取と分析を行い、評価書に記載するよう改善を図り、分析の結果、改善を要する事項が認められれば指定管理者を指導していきます。

また、評価方法をより具体的に記載するとともに、評価シートの雛形も掲載するよう「指定管理者制度に関する事務処理について」を改訂し、平成 21 年度より運用を改めます。

4 事業報告書における収支報告の作成指針について

[指摘の要旨]

収支報告書において、退職給与引当金計上額は個人ごとの積み上げとはなっておらず、将来の退職金支給を見越して実際より多く記載されていた。また、賞与引当金の計上及び法人本部の管理費の配賦は行われていなかった。

収支報告書は、保育園運営費用を把握するために重要な情報であり、今後の新規の指定管理園の運営主体選定時にも有用な情報を提供するものである。作成主体が異なることにより報告数値にばらつきが生じないように、経費の見積計上を行う必要のある項目は、一定の基準を設けて計上するよう指定管理者に対して指導する必要がある。

[措置の内容]

平成 20 年度から、社会福祉法人会計基準の収支計算書等における必要項目に準拠して、収支報告書等を作成するよう指定管理者を指導しています。

5 固定資産管理について

[指摘の要旨]

往査実施時に川崎市所有の備品のうち数点を確認したところ、一部の固定資産に備品管理シールが見当たらなかった。使用しているうちに備品シールが剥がれ落ちたものと考えられるが、備品票の再交付を受け、貼付する必要がある。

[措置の内容]

備品シールが剥離してしまっている場合には、申し出るよう指定管理者に指導するとともに、再交付を受けた備品票が備品に貼付されていることを確認しました。

第 6 川崎市こども文化センター

1 選定過程における透明性の確保について

[指摘の要旨]

58 館中 55 館のこども文化センターの指定管理者として選定された(財)かわさき市民活動センターは、担当部局の部長が理事に就任している市の出資法人である。同法人にとって、こども文化センターの指定管理者から外れることは、職員の雇用問題等を含めた出資法人のあり方に非常に重要な影響を与える問題である。

このような外観的独立性が確保されていない団体を選定する場合、指定管理者の選定過程の透明性・公平性を一層確保する必要がある。

また、(財)かわさき市民活動センターの役員に就任している委員は、団体の採点こそ行っていないものの選定委員会の議事には参加しており、議事から除くことが必要である。

[措置の内容]

平成 20 年度より指定管理者の選定過程の透明性・公平性を一層確保するという観点から、当該指定管理予定者の役員に就任している委員を選定議事から除くよう要綱を改正しました。

2 評価単位及び募集単位の適正性について

〔指摘の要旨〕

こども文化センターの指定管理者募集にあたって、グルーピングは行わず1館ごとの募集が行われた。選定結果をみると、(財)かわさき市民活動センターはすべての館で同一点数であった。評価結果がすべて同一点数となっていることは、1館単位ごとに適切な評価を実施したのか疑義が残る。1館単位で募集したのであれば、各館ごとの評価も各項目につき個別に実施することが必要である。

また、こども文化センターは1施設当たりの規模はそれほど大きいものではない。民間事業者は、ある程度まとまった単位の施設で指定管理者に選定されなければ採算性を確保できず、単館での募集を見送った可能性もある。施設数が多いこととあわせて、単館での募集ではなく、地域性等を勘案したグルーピングを行い、グループ単位で指定管理者を募集することも有用と考える。

〔措置の内容〕

平成17年度の指定管理者選定時においては、各館ごとの評価を実施しましたが、(財)かわさき市民活動センターから提出された事業計画書に施設ごとの差異がなかったことから、結果として同一の点数となったものです。次回選定時には、各館ごとの特性に合ったより適正な評価を実施します。

また、前回1館単位で募集したのは、グループ単位での募集と比較し、どちらが適当であるかを検討した結果、特に地域密着型の小規模な団体等の応募を排除するような結果にならないように配慮したものです。

3 選定基準の妥当性について

〔指摘の要旨〕

管理経費縮減に関する基準の配点ウェイトは4%と極めて低い。指定管理者制度の趣旨が、市民サービスの向上及び管理経費の縮減にあることを踏まえると、限られた財源を効率的に使用するという観点から、経費面に対する考慮も指定管理者選定の重要な評価要素であり、評価基準の見直しを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

管理経費の縮減については、指定管理者制度導入にあたっての重要な要素であり、平成20年度より「指定管理者制度に関する事務処理について」を改め、配点の目安として、「施設機能の発揮と管理経費の縮減」については25%以上としたことから、次回選定の際は配点を高めるよう評価基準の見直しを行います。

4 資金の管理について

〔指摘の要旨〕

基本協定書では、施設の運營業務に係る資金の収支について、他の会計と区分して経理するものとし、独立した帳簿及び預金口座により管理しなければならないとしている。

しかし、(財)かわさき市民活動センターの決算書には、施設にかかる特別会計はな

く、一般会計の中で“青少年事業費支出”として区分されているに過ぎない。したがって、現状では指定管理事業にかかった経費を決算書上確認することは困難な状況にある。

また、預金口座も指定管理事業単独の口座が設けられておらず、その他の事業と一括管理されている。協定に従い、独立した帳簿及び預金口座により管理する必要がある。

[措置の内容]

平成 20 年度から、従前の青少年事業費については「青少年事業特別会計」として独立した帳簿で管理するよう、(財)かわさき市民活動センターを指導し改善を図りました。

なお、口座の区分については、資金の移動等における事務手続が煩雑になること、口座間の資金移動に係る経費が別途必要となることなど、実務上の弊害が生じることから、基本協定書中の独立した預金口座を設ける旨の条文の変更を検討します。

5 事業報告書における収支報告について

[指摘の要旨]

年度協定書において、指定管理者と市の協議により剰余金を返納できる旨が定められている。これに基づき、「収入金額が支出金額を上回る場合その差額を返納する」旨の取り決めが覚書でなされ、平成 18 年度の指定管理料は 148,359 千円が川崎市へ返納されていた。

剰余金を返納するのは税務上のメリットをとるためであるが、返納金額 148,359 千円は剰余金の全額ではなく、実際の剰余額 198,359 千円から財団留保分 50,000 千円(将来の従業員の退職に備えて財団内に留保したもの)を除いた金額であった。

この財団留保分 50,000 千円は、事業報告書における収支報告上、事務経費に含まれており、指定管理施設の管理運営に関わる実際の経費が適切に報告されていない。経費報告を求める趣旨を踏まえて、経費につき正確な報告を行う必要がある。

なお、経費として報告する金額は、返納金額に影響を与えるため、今後の取扱いに留意されたい。

[措置の内容]

平成 18 年度指定管理料の剰余額から(財)かわさき市民活動センター内に留保されていた 50,000 千円については、同財団の一般会計における青少年事業資産を取り崩した上で、平成 20 年 5 月 30 日(平成 19 年度歳入)付けで川崎市に返納させました。

また、事業報告書における金額が適切に報告されるよう様式を見直すとともに、平成 19 年度からは同財団における支出の内訳として、覚書の条文に税務上留保が認められている特定資産である「青少年事業資産取得支出」の区分を加え、当該区分に退職給付引当資産を計上し、報告させることとしました。

6 減価償却費相当額の二重計上について

[指摘の要旨]

平成 18 年度の(財)かわさき市民活動センターの正味財産増減計算書において、減価償却費 1,846 千円が計上されているにもかかわらず、それに加え自動車購入引当金繰入額 223 千円、固定資産購入引当金繰入額 1,622 千円が計上されている。減価償却費を二重に計上する結果となっているため、適切な会計処理を行う必要がある。

[措置の内容]

固定資産購入引当金等については、引当金の繰り入れを行わないとともに、既に繰り入れた引当金は、すべて取崩し益金に算入するよう(財)かわさき市民活動センターを指導しました。

第 7 川崎シンフォニーホール

1 募集期間について

[指摘の要旨]

シンフォニーホールの指定管理者の募集期間は、わずか 2 週間であった。応募者が情報を収集し、指定管理者指定申請書を作成するための期間としては、公示から 15 日間というのは十分な期間とはいえないものであった。

なお、第 2 期の募集に当たっては、募集期間を 2 ヶ月としており、第 1 期の反省点を踏まえたものとなっていた。

[措置の内容]

指定管理者の募集にあたっては、新規参入希望者に十分な検討期間を設けることは重要なことですので、二期目の募集にあたり募集期間を 2 ヶ月としたものです。平成 21 年度からは指定管理期間が満了となる施設の情報を年度当初にホームページで情報提供するなど、新規事業者が参入しやすい環境づくりに取り組みます。

2 選定基準及び配点、集計結果について

[指摘の要旨]

選定基準の細分化された評価項目をもとに集計した配点ウェイトは以下のとおりである。

- ・施設の事業実施に関する基準：720 点中 600 点(83%)
- ・管理経費の縮減に関する基準：720 点中 30 点(4%)
- ・施設の管理能力に関する基準：720 点中 90 点(13%)

管理経費を縮減させながら、住民サービスの向上を図るという指定管理者制度の趣旨を踏まえ、管理経費の縮減に関する基準が全体の 4%程度しかないのは著しく低いといわざるを得ない。

安易な経費削減や収益を重視するあまり、本来の最低限必要なコストまで削減し、ホールの役割・使命を果たせなくなってしまうようでは問題があるが、そのような事態の発生はむしろモニタリングによって防止すべきものである。選定基準において管理経費の縮減に関する基準のウェイトを過度に低く設定することは、制度趣旨

からは問題があり、配点ウェートの是正を検討する必要がある。

なお、同様の集計方法により第二期の選定基準の配点ウェートを集計すると以下のとおりであった。管理経費の縮減に関する基準の配点ウェートはまだ少ないが、第一期の選定と比べると改善されていた。

- ・施設の事業実施に関する基準：300点中 145点(48%)
- ・管理経費の縮減に関する基準：300点中 50点(17%)
- ・施設の管理能力に関する基準：300点中 90点(30%)
- ・法令順守等その他の基準：300点中 15点(5%)

[措置の内容]

選定基準の配点ウェートについては、平成20年度より「指定管理者制度に関する事務処理について」を改定し、制度の目的が活かせるよう配点の目安を明確に示しました。なお、川崎シンフォニーホールの第3期の募集時には、この手引きに基づき管理経費の縮減に関する基準のウェートが現行より高くなるよう是正します。

3 指定管理料の精算制度の妥当性について

[指摘の要旨]

シンフォニーホールに係る指定管理料は、予算の3割近くが余剰として残っており、この余剰は、精算により市に返納されていた。

精算制度は、指定管理者が経費削減や住民サービスの向上により獲得した利潤を市が吸い上げることと同義であり、指定管理者に業務改善に関するインセンティブが働くことを期待しにくい。特に、指定管理者の(財)川崎市文化財団は、市の職員の派遣も受け入れている100%出資法人である。このような関係における精算制度は、選定・モニタリングする側の市と施設運営する指定管理者(出資法人)の間の緊張感を薄めさせる可能性もある。

年度途中で予算不足による事業の中断は許されないという事情等があったとしても、多めに予算を計上して余れば市に返還するのでは、直営と変わるところはない。精算制度は、指定管理者制度の趣旨から乖離した制度運用と言わざるを得ないため、廃止すべきである。

[措置の内容]

精算制度については、指定管理者とのリスク分担を明確にしたうえで、指定管理者の経営努力に基づき生じた収益や損失については、原則、精算方式は採用しないよう平成20年度より「指定管理者制度に関する事務処理について」を改めました。

川崎市シンフォニーホールについては、(財)川崎市文化財団の公益法人化と精算制度の廃止を視野に入れ、平成20年度より業務内容を精査しています。

4 精算制度における指定管理料の積算について

[指摘の要旨]

精算制度を前提とした場合でも、精算差額がかなりの額に上っている点は問題であろう。すなわち、協定書で「次年度の管理経費積算に当たり、乙(指定管理者)の収益性向上及び効率的な運営に対する成果を斟酌する」としているにもかかわらず

ず、余剰分の指定管理料に対する割合（乖離幅）は、平成 16 年度が 29%、平成 17 年度が 26%、平成 18 年度が 16%と、每期縮小してきているものの依然として大きい。少なくとも制度運用開始 2 年目以降においては、前年実績等から管理経費の積算も相当の精度で実施できるはずだが、3 年経過した時点でもなお 1 億円以上の余剰が出ている。

多額に予算計上しても余れば市に返還されるので、実質的な指定管理料の額としては積算精度を高めた場合と同じである、とはいえない。余れば市に返還する、ということは、「余らせるくらいなら使った方がよい」というインセンティブが働くことを否定できない。実際の運営において、ムダ遣いが発見されたわけではないが、こうした弊害を事前に除去するために、指定管理料の積算の精度を高め、精算額をできるだけ小さくすることが必要である。

[措置の内容]

積算精度を高めることについては、過去の実績を分析するとともに、指定管理者の収益性向上及び効率的な運営に対する成果を斟酌した上で事業内容を精査し、収入・支出とも適正な査定を実施するよう改めます。

第 8 川崎市アートセンター

1 選定の過程における透明性の確保について

[指摘の要旨]

共同事業体の代表団体である(財)川崎市文化財団は、市の 100%出資法人であり、かつ、所管である市民局市民文化室長が理事に就任している。市と人的関係も資本的関係もある出資法人が指定管理者に選定された場合には、市は、形式的な選定プロセスに係る合規性が確保されたとしても、外部から見たときに本当に公平で客観的な選定が行われたのか、という点について、より積極的に説明責任を負うものであろう。

選定過程の透明性をより確保するための方策として、選定委員の構成の見直し、選定基準策定段階における有識者からの意見聴取、選定基準の配点の事前公表、選定結果の事後的な公表方法の見直しなどを検討すべきである。

[措置の内容]

指定管理者の選定過程の透明性・公平性を一層確保するという観点から、当該応募者の役員に就任している委員を選定議事から除くよう要綱を改めました。

また、次期指定管理予定者の選定においては、第三者を選定委員に入れ委員構成を見直す等、さらなる選定過程の透明性・公平性の確保に向けて取組みます。

第9 指定管理者制度を導入しなかった公の施設（直営施設）

第9の1 生田3館全体

1 施設ごとの運営コストの集計について

〔指摘の要旨〕

生田3館については、管理運営委託当時に市が負担していた直接経費を含めた施設別の総費用実績の把握が必ずしも十分ではなかった。直営化した平成18年度においても、職員の人件費を含めた施設別の総運営費はタイムリーには把握されにくい状況にある。

指定管理者制度を導入するか直営とするかを判断する際、導入した場合の効果額を測定するに当たっては、まずは、施設別に管理・運営に要する総コストを把握することが必要である。施設運営に関連する人件費を合わせて、施設別の管理運営費用と収入をタイムリーに集計できる体制を構築する必要がある。

〔措置の内容〕

平成20年度決算から年度終了後に速やかな施設別の経費の集計を行い、文化財課で集約できるよう、年度内から集計を行っていく準備を進めています。

第9の2 岡本太郎美術館

1 固定資産管理について

〔指摘の要旨〕

施設内の備品現物からサンプル抽出し、物品管理台帳の記録と照合した結果、一部の物品については記録が確認できず、現物に備品シールも貼付されていなかった。備品シールは個別に貼付するよう徹底することが必要である。

〔措置の内容〕

施設内の備品については、指摘後、速やかに個別に備品シールを貼付し、管理するよう改善しました。

第10 指定管理者に選定されなかった出資法人

1 市民プラザの事業の必要性和行政の関与のあり方について

〔指摘の要旨〕

市民プラザは、ごみ焼却処理施設とセットで建設されたという設立経緯があるものの、類似施設が近隣に多く建設された現在においては、開館当初とは周辺環境が相当異なっており、利用者もピーク時から大きく減少している。こうした点を踏まえ、そもそも市が毎年3億5千万円程度の補助金を投入して今後も事業実施を継続していく必要がある施設なのかを検討し、市民プラザの位置づけを明確にする必要がある。

〔措置の内容〕

(財)川崎市指定都市記念事業公社については、新行財政改革プランで「施策展開や公益法人制度改革の動向にあわせた法人形態の見直しを進める法人」に位置づけされており、建物の所有が当該法人であることや当該施設はごみ焼却処理施設から熱供給を受けていることから、ごみ焼却処理施設の更新のあり方を踏まえ、市の関与の

あり方及び市民プラザの位置づけについて検討を進めます。

2 施設の適切な管理運営形態について

[指摘の要旨]

市民プラザの運営を今後も市の事業として実施するならば、施設を市に寄贈し、公の施設とした上で指定管理者制度を導入する公設民営方式が望ましいと考える。管理運営事業者のメリットとしては、指定管理者制度を導入することにより、自主財源獲得に向けてのインセンティブが働くことになるとともに、大規模修繕に伴う管理責任が市に転化されることが挙げられる。この場合、(財)川崎市指定都市記念事業公社も指定管理者に応募することは十分考えられる。場合によっては、同公社が指定管理者に選定されない可能性もあるが、この場合は公社自体の意義がなくなったのであるから、廃止・解散に向けた動きが出てもやむを得まい。

[措置の内容]

ごみ焼却処理施設の更新のあり方も視野に入れながら、施設の所有権のあり方などを整理、明確化したうえで、法人の存廃を含めたあり方を検討します。

3 老朽化に対する施設の修繕維持の必要性について

[指摘の要旨]

事業の継続実施を前提とするならば、老朽化が進んだ施設の修繕維持への対応が必要となる。施設は建設以来 28 年が経過し、大規模修繕の必要性が高まっているが、長期的な修繕計画は策定されていない。

早期に劣化調査を実施し、その結果を踏まえて、修繕・改修方法や機能回復のための整備方法を検討し、修繕計画を策定する必要がある。市民プラザは宿泊施設、体育施設を備えた複合施設であるので、安全面はもちろんのほか、高齢者の利用が多いためバリアフリーへの対応を踏まえて、長期の大規模修繕計画を作成することが必要である。

[措置の内容]

ごみ焼却処理施設から熱供給を受けている施設であることから、ごみ焼却処理施設の更新のあり方を踏まえ、「新行財政改革プランに基づく法人の存廃を含めたあり方の検討」との整合性を図りながら、修繕のあり方について検討します。

4 運営管理業務の再委託について

[指摘の要旨]

施設の運営管理業務は、開館当初から単年度で委託業者と随意契約を締結して業務委託されている。公益事業会計の活動事業支出のほとんどが運営管理業務費用であるため、これをいかに削減するかが経営管理上の課題である。この点、市からの補助金の削減に合わせて運営管理業務費用も相当削減してきたところであり、これ以上の削減は業務の品質低下につながる可能性もあるとのことである。

また、全施設的なサービスの品質低下を防ぐため、施設全体として一括的に発注する方式（総合管理方式）をとっている。

仮に施設や出資法人のあり方を現状のままでいくことを前提とした場合、同公社でも入札方式、分割発注方式、長期契約等の可能性を検討し、サービスの品質の維持を踏まえて、コスト削減を図る必要がある。

[措置の内容]

施設の管理運営業務については、経費削減に努めてきたところですが、平成 21 年度よりサービスの品質の維持を前提とした総合入札方式の導入など、さらなるコスト削減に努めます。

平成19年度の包括外部監査の結果に添えて提出された意見に対する対応状況

【監査テーマ：公の施設の管理及び指定管理者制度に係る財務事務の執行について（指定管理者の財務事務を含む）】

第1節 全般的事項

川崎市の指定管理者制度の導入の状況

1 指定管理期間の適切性について

〔意見の要旨〕

川崎市で多くの施設が採用した3～5年は合理的な期間であると考えられるが、体育館などのスポーツ施設やホールなどの貸館施設のように、誰でも利用でき、かつ、利用者との人的関係が強くない施設と、老人ホームや保育園などの社会福祉施設のように、利用者との人的関係が密接な施設とでは、指定管理期間の考え方も変わってくるはずである。指定管理者が頻繁に変わること、かえって経費削減効果や住民サービスの向上が図れない施設もある。老人養護ホームや保育園の担当部局では、指定管理期間をどのように設定するかが今後の課題である。

〔措置の内容〕

指定管理期間については、平成20年度より社会福祉施設など施設形態に応じた適切な期間設定ができるよう「指定管理者制度に関する事務処理について」を改訂しました。

2 指定管理者制度の導入効果額の結果について

(1) 直営施設への指定管理者制度の導入について

〔意見の要旨〕

指定管理者制度を導入したことにより、事業費は15億円、一般財源は9億円減少したところである。財政効果額を表す一般財源減少額について、1施設当たりの一般財源減少額を比較検討すると、制度の導入効果の高い施設は、直営の医療・社会福祉施設（保育所、老人ホーム等）であった。これらは、事業費のうち人件費の占める部分が高い労働集約的な事業であり、直営施設における人件費を含めた管理コストが高コスト体質になっているとも考えられる。

医療・社会福祉施設はもともと指定管理者の潜在的な参入団体が多く、かつ、導入効果額が極めて高いことを踏まえれば、現在、医療・社会福祉施設として56.6%、市全体として50.7%程度の制度導入率をもっと高めていくことが望ましい。

〔措置の内容〕

医療・社会福祉施設への指定管理者制度の導入については、平成20年度に6施設に導入し、平成21年度には5施設に導入することとしており、今後も他の民間活用手法も視野に入れつつ継続的に導入を進めます。

(2) 保育所に対する指定管理者制度の導入について

〔意見の要旨〕

保育所の民営化に対しては、過剰な利潤追求や人件費削減によるサービスの質の低下（保育士の入替や若年化）を懸念した利用者からの反対意見も少なくない。しかし、指定管理者制度の導入による公設民営化であれば、民間事業者は協定にしたがって施設を管理運営し、常に市のモニタリングを受ける。市のモニタリングが有効に機能すれば、過剰な利潤追求や事業サービスの質の低下を招くことはない。

保育所への指定管理者制度の導入が、他の施設に比べても導入効果額が極めて高いこと、かつ、住民に対する利用者サービスの向上も図れることを踏まえると、今後も積極的に制度を導入する方向で検討することが望まれる。

[措置の内容]

保育所への指定管理者制度の導入については、川崎市保育基本計画に基づき計画的に進めていきます。

3 指定管理者制度の導入効果額の算定方法について

[意見の要旨]

指定管理者制度の導入効果額の算定に当たって、人件費は、直営又は管理委託をしていた施設等における職員等に係る給与費等を集計している。正規職員については、18年度の予算における給与費を職員数で除した“一人当たり人件費”を算定し、これを全庁的な人件費単価として設け、その単価に関与した職員数等を乗じて求めている。しかし、全庁的な平均単価を一つだけ設定し「単価×職員数」で導入前の経費を算定することは、やや精度が粗いと言わざるを得ない。

職員の平均単価は、単価の階層により何層かにグルーピングし、その上で、平均単価を求めて導入効果額を算定すれば、より有用な導入効果の分析を実施できたであろう。

[措置の内容]

制度導入効果額を算定する際の人件費単価について、平成 21 年度から導入する施設では平均単価を設定する方法ではなく施設の実績で算出しましたが、今後は「川崎市民間活用ガイドライン」に基づき、より有用な導入の効果が分析できるような算定方法を検討しています。

川崎市の指定管理者制度

1 選定基準において「安定した財政基盤」に係る項目を評点化することについて

[意見の要旨]

多くの施設の選定基準において、事業者の業務運営能力をみるための項目として、「安定した財政基盤を有していること」を挙げている。

事業を実施するうえで安定した財政基盤を持たない事業者は指定管理者としては欠格だが、「安定した財政基盤」は足切り基準としてあればよく、事業を実施するうえで十分な財政基盤があれば、それ以上は選定に当たって有利に働かせる必要はない。何をもち「安定した財政基盤」というのかについて明確にするとともに、「安定した財政基盤」という選定基準項目を評点化すべきかどうかについても検討すべきである。

[措置の内容]

選定基準における「安定した財政基盤」に係る項目については、応募者が事業を安定かつ継続的に実施できる人的・財政的な能力を有しているのかを評価するためのものであることから、選定基準の例や配点基準を具体的に明示するなど、平成20年度に「指定管理者制度に関する事務処理について」を改めました。

第2節 個別施設に係る事項

第1 川崎市国際交流センター

1 基本協定書の当事者について

[意見の要旨]

国際交流センターの指定管理業務の協定書は、川崎市と(財)川崎市国際交流協会を当事者とする二者協定となっている。他方、(財)川崎市国際交流協会とTBSは、指定管理者指定の協定等に関する事項について(財)川崎市国際交流協会に委任する旨、共同事業体の指定管理者指定申込に伴う責務については両方で連帯責任を負う旨を宣言している。

しかし、国際交流センターの指定管理者に指定されたのは、あくまでも(財)川崎市国際交流協会・TBS共同事業体であり、(財)川崎市国際交流協会ではない。協定書のリスク・責任分担の及ぶ範囲が、(財)川崎市国際交流協会のみならずTBSにも及ぶことを協定書上で明確にする観点からも、協定書上の当事者として、共同事業体が調印当事者となったうえで、連名で調印することが望ましい。

[措置の内容]

指定管理者の選定時に提出された指定管理者共同事業体申込委任状では、「指定管理者指定の申込に関すること」及び「協定及び契約に関すること」について(財)川崎市国際交流協会を共同事業体の代表団体とするとしていることから、現行の基本協定書については、(財)川崎市国際交流協会のみを当事者としています。

次回の基本協定締結時においては、責任の所在を明確にする意味からも共同事業体を調印当事者として調印するよう改善を図ります。

2 指定管理業務のモニタリングについて

[意見の要旨]

現場感覚をもったモニタリングを実施しているが、指定管理者制度を導入する前と後とで実質的な施設運営団体が変わっていないため、モニタリング指標が当該施設の前期比較だけに頼ると、ややもすれば、「この施設は以前からこういう事情があるからこれ以上は仕方ない」といった現状追認の姿勢になる可能性がある。指定管理期間中における達成目標を数値化して目標管理を行うことや、他の類似施設との比較を行い、客観的に検証するようなモニタリングが必要である。

[措置の内容]

「民間活用ガイドライン」及び「指定管理者制度に関する事務処理の手引き」に基づき客観的なモニタリングを実施するとともに、国際交流センターの実施事業に

即した的確なモニタリング及び評価を実施し、提供するサービスの質や安全性・継続性を確保するための監視等を確実に行ってまいります。

3 効果の測定方法及び結果、稼働率の向上について

[意見の要旨]

指定管理者制度を導入した平成 18 年度とその直前の平成 17 年度を比較すると、図書・施設利用者数、来館者数は増加しており、また、行政負担額（補助金、委託料、指定管理料）も 27,931 千円の削減が図られており、指定管理者制度を導入した効果が現れているといえる。

他方、従来休館日としていた月曜日を開館日にしたにもかかわらず、あまり利用されなかったことなどから、稼働率が 57.5%から 46.1%へと大きく低下した。今後は、稼働率の向上に取り組むことが必要と考える。

[措置の内容]

これまでの指定管理者の取組として、施設利用の向上を図るために、主催事業をはじめとする市民の来館を促す事業の実施やホールのプロジェクター等の設備の充実に努めてまいりました。

また、市民サービス向上のために開館日を増やしたことから、稼働率の低下が見られるものの、年間総貸出件数は増加しています。

今後は、さらなる稼働率の向上に向けた取組として、通年開館についての広報等を積極的に実施するとともに、利用者満足度調査等に基づく一層のサービス向上に努め、国際理解の増進と国際的な文化交流及び市民交流を促進するよう指導します。

4 指定管理業務の実態と共同事業体の利益配分について

[意見の要旨]

共同事業体として指定管理者に指定された以上、(財)川崎市国際交流協会と TBS は、少なくとも市に対しては事業リスクを共同に負担するものであり、こうした観点から、TBS にも自己収入等の収入増加に関わるインセンティブを働かせるような仕組みを検討すべきである。例えば、現在自己収入等により獲得した収支差額はすべて(財)国際協力協会が享受する仕組みとなっているのを、(財)川崎市国際交流協会及び TBS の互いの決算書（国際交流センターの運営に係る部分のみ）から共同事業体としての決算書を作成し、そこであらかじめルール化しておいた共通費用（光熱費等）を共通費用区分に計上した上で、最終的に差額が生じた分について取り決めていた比率により按分する方法が考えられる。

[措置の内容]

共同事業体における損益の処理の手法の構築については、今後、(財)川崎市国際交流協会と東京ビジネスサービス(株)（TBS）が決算書を相互に確認、整理するための検討を二者で進めるとしていることに対し、市として必要な助言・指導等を行い、公益法人制度改革を見据え、平成 22 年度までに利益配分について構築することとします。

5 固定資産管理について

[意見の要旨]

一部の絵画・美術品は、実物と備品リスト（帳簿）を照合できなかった。額の裏側に備品票を貼り、それが物品の性質上困難である場合には、少なくともプレート等により当該美術品が帳簿上のどれに当たるかを特定できるようにする必要がある。

また、椅子やテーブル等は、備品票がはがれてしまい、帳簿上の什器備品を現物と特定できないものが散見された。備品票の再交付をうけ、貼付する必要がある。

[措置の内容]

備品シールが剥離してしまっている場合には、申し出るよう指定管理者に対して指導するとともに、再交付を受けた備品票が備品に貼付されていることを確認しました。

6 アンケートの有効活用について

[意見の要旨]

事業の満足度に関するアンケートをとっているが、結果を集計するのみで、分析及び市民へのフィードバックが十分ではない。アンケートの意見で、今後の事業設定や施設運営に係るものについては、館の対応策や方針を明らかにし、HP、掲示板等を利用して情報提供することが望ましい。

また、事業の満足度に関するアンケートには、個人情報保護法に配慮した上で、男女の別、年代、居住区等を記入してもらい、サービスの利用者の属性を明らかにした上で、事業展開を行う上での基礎資料とすることが有用と考える。

アンケートとは別に、例えば、投書箱を設置して広い世代・国籍の利用者から意見を吸い上げることなどは、施設運営の利便性の向上に資するものと考えられる。

[措置の内容]

サービスに対する満足度調査については、男女の別、年代、居住区等の利用者属性や利用形態を明らかにした上で、クロス集計手法を活用するなど利用者の声が反映されるよう検討しています。今後も利用者の意見を反映させるための多様な手法について検討し、施設運営の利便性の向上を図ってまいります。

第3 れいんぼう川崎

1 施設運営の第三者評価について

[意見の要旨]

川崎市では、福祉サービスについて第三者評価を受けることとなっており、身体障害者療護施設であるれいんぼう川崎も、平成 16 年に受けたところである。平成 17 年度、平成 18 年度については受けていないが、今後も定期的に第三者評価を受けるべきであり、その計画などについても策定しておくことが望ましい。

[措置の内容]

第三者評価については、平成 20 年度中に実施することとしております。今後は定期的な評価を受けるとともに評価結果に基づく事業の改善など年次計画を策定し実施します。

2 賞与引当金の計上について

[意見の要旨]

(福)川崎市社会福祉事業団の財務諸表を閲覧したところ、賞与引当金が計上されていなかった。計上していない理由は、支給対象期間が規定上明確になっていないとのことである。しかし、(福)川崎市社会福祉事業団は、職員数が600人規模の大組織であるため、賞与引当金の負債計上額は無視しえるほどには小さくないものと推測される。したがって、支給対象期間を規定上明確にし、賞与引当金を計上することが望ましい。

[措置の内容]

賞与引当金の計上の必要性について(福)川崎市社会福祉事業団では、賞与の支給は、その年度の収支差額から支給額を決定しており、現在のところ賞与引当金を計上する予定はないという見解ですが、引き続き適正な会計処理の実施について指導してまいります。

3 共通経費の按分について

[意見の要旨]

事業報告書には、施設に係る収支を記載する必要があるが、その際、本部経費など各施設に共通する経費の按分方法が問題となる。現状、主な共通経費である本部経費は、川崎市からの補助金を充当しているため、共通経費を施設に按分する重要性は乏しいとのことであるが、事業の実態に適合する共通経費の配分方法を検討し、規定上明確にしておくことが望ましい。

[措置の内容]

(福)川崎市社会福祉事業団の本部経費については、市の補助金を充当するとともに、共通経費として各施設から収支差額の5%を繰り入れているところです。なお、事業の実態に適合する共通経費の按分方法を規定上明確にすることについては、現在検討しています。

第4 養護老人ホーム「川崎市恵楽園」

1 人員状況について

[意見の要旨]

恵楽園の指定管理開始時点では、介護職に係る経験者は半分以下であった。また、半数以上が無資格であった。資格者数は、協定や仕様書等で明確に示されているわけではないため、このことが直ちに市との関係で問題となるものではないが、施設の性質上、より経験者を多く配属することが望まれ、今後も資格取得を促進していく必要があると思われる。

市としても、仕様書等により、一定以上の経験者や資格取得者の確保を協定上明確化することが望まれる。

[措置の内容]

養護老人ホームの職員配置基準において、介護職の資格要件等の規定はないが、質の高い職員の確保に努めるとともに、利用者のサービス向上のため、職員教育や研修への積極的参加等により職員の資質向上を図ります。

2 マニュアルの整備について

[意見の要旨]

健康福祉局総務部監査指導課の監査で非常災害対策の指針となるマニュアルなどの策定を行うべきであるという指摘を受けている。平成 19 年度における指摘であるため、まだマニュアルは策定されていないが、これらは利用者の安全及び健康上重要であるため、確実な対応が必要となる。

[措置の内容]

健康福祉局総務部監査指導課の監査で指摘を受けた各指針(マニュアル)については、平成 20 年 6 月 1 日付けで策定しました。

第 5 川崎市かわなかじま保育園

1 食材調達方法について

[意見の要旨]

民間運営の保育園では、公立保育園にて使用している「保育園給食の手引き」を毎年配布し、食材については、公立保育園と同様の指導がなされている。

その一方、かわなかじま保育園と公立保育園の食材費を比較すると、かわなかじま保育園の食材費は、公立園の平均食材費の約 76%に抑えられている。公立保育園の食材調達においては業者と値引き交渉は行っていないが、指定管理者は値引き等の交渉を実施しているのが要因ではないかとのことである。

食材費の差異が、食材調達方法の違いからくるものであれば、限られた予算を有効に活用する観点からは、公設公営の保育園でも指定管理者の食材調達方法を参考にすることが考えられる。

[措置の内容]

民営保育園における食材調達方法も参考にしながら、法令に則った市の調達制度の範囲内で、より効率的な食材調達方法を検討します。

2 遊具の安全点検記録について

[意見の要旨]

遊具の異常を早期発見するために、遊具の日常点検は、維持管理上重要な事項である。かわなかじま保育園では、遊具の日常点検は定期的に行っているとのことであったが、点検実施時の記録は残されていなかった。点検表などの記録や異常箇所・経年変化の記録を残しておくことは、施設管理を実施する上では有用であり、安全点検実施時には記録を残すべきである。

[措置の内容]

遊具の安全点検の実施にあたっては、指摘後より必ずその結果を記録するよう指定管理者を指導することにより、適正な施設管理を行っています。

第6 川崎市こども文化センター

1 夜間利用状況を踏まえた閉館時間の見直し等について

[意見の要旨]

こども文化センターの閉館時間は午後9時である。夜間の開館に際しては2名の担当者が業務に当たるが、一部の館では1日当たり夜間利用者が2名を切っており、配置される担当者数を下回る状況である。夜間利用のニーズは、地区の特性や類似施設等の存在によって異なるため、夜間利用の少ない館についてはその理由を調査する必要がある。その上で、ニーズがあるにもかかわらず利用が少ない館については利用を促進し、また、ニーズそのものが少ない館については閉館時間を見直すことを検討すべきである。

[措置の内容]

利用者ニーズを十分に把握したうえで、中高生の居場所等として施設がより一層有効に活用されるよう取り組みます。

なお、閉館時間の見直しについては、平成15年度に川崎市青少年問題協議会からの意見具申に基づき、午後9時まで延長した経過があり、かつ、利用時間は条例で定めており、指定管理業務の仕様に関する事項でもあるため、慎重に対応する必要があると考えます。

2 固定資産管理について

[意見の要旨]

往査した幸こども文化センターにおける資産管理意識は高く、適切な資産管理がなされていた。これは、こども文化センターの管理に際し、市が市所有の備品の取得価額の5%相当額を備品賃借料として指定管理者より徴収していることも影響していると考えられる。備品の管理意識の向上に有効であれば、他の指定管理施設においても、有償貸与を検討することも有用であると考えます。

[措置の内容]

今後も、引き続き適切な固定資産管理が行えるよう備品管理の意識向上に努めるとともに、様々な管理手法を検討します。

3 事業実施のチェック（モニタリング）の有効性について

[意見の要旨]

モニタリングとしては、協定上、年に1回の事業報告書の提出、緊急事態発生時の報告、現場視察等が規定されている。また、年度ごとの管理運営に対する評価が実施され、実施結果は公表されている。評価については、総務局より提示されている評価項目をベースにしつつ、各館の運営形態に合わせた評価項目を設定し、実施されている。

しかし、具体的な評価基準をまとめた評価マニュアルは無いため、指定管理者評価マニュアルを作成するなど評価基準を統一して評価を実施することも有用であると考えます。

[措置の内容]

平成20年度に「指定管理者制度に関する事務処理について」を改め、より具体的な評価方法や基準等をまとめるとともに、評価シートの雛形を明示することにより統一的な評価を実施できるよう改め、平成21年度から運用することとしています。

4 利用者アンケート箱の設置について

[意見の要旨]

利用者ニーズの調査手段として、運営協議会などからの意見の吸上げやアンケートなどが行われている。往査した幸こども文化センターでもアンケートは実施されていたが、館内に意見箱のようなものは設置されていなかった。意見箱の設置により随時提案を受け付けることも有効ではないかと考える。

なお、(財)かわさき市民活動センターの管理する他のこども文化センターでは、意見箱の設置を行っている館もあるとのことであり、相互に情報交換を行いながら積極的に市民ニーズの把握に努める必要があると考える。

[措置の内容]

意見箱の設置を含め利用者の声を積極的に収集することにより、市民ニーズの把握に努め、サービス向上に活かすよう、引き続き指定管理者を指導します。

また、平成 20 年度には利用者アンケートにおける留意点等を明示するよう「指定管理者制度に関する事務処理について」を改訂しました。

第8 川崎市アートセンター

1 基本協定書の当事者について

[意見の要旨]

協定書では、川崎市と川崎市文化財団グループの代表企業である(財)川崎市文化財団を当事者とする二者協定となっており、共同事業体のもう一つの構成団体であるNPO 法人アートネットワーク・ジャパン (ANJ) は協定の当事者としては出てこない。他方、(財)川崎市文化財団と ANJ は、指定管理者指定の協定等に関する事項については、代表団体である(財)川崎市文化財団に委任する旨、業務の遂行及び債務の履行については両方で連帯責任を負う旨を宣言している。

しかし、川崎市アートセンターの指定管理者に指定されたのは、あくまでも川崎市文化財団グループという共同事業体である。協定書のリスク・責任分担の及ぶ範囲が、(財)川崎市文化財団のみならず ANJ にも及ぶことを協定書上で明確にする観点からも、協定書上、共同事業体が調印当事者となったうえで、連名で調印することが望ましい。

[措置の内容]

平成 20 年度協定書から代表団体及び構成団体の連名で調印し改善を図りました。

第9 指定管理者制度を導入しなかった公の施設（直営施設）

第9の1 生田3館全体

1 生田3館に対する指定管理者制度の導入の検討状況について

〔意見の要旨〕

生田3館については、生田緑地及び周辺地域の今後の運営等の方向性が定まったところで、最も適した運営形態を選択すべく、関係部局において継続的な検討が行われている。結論を先送りすることのないよう、協議することが望まれる。

〔措置の内容〕

現在、生田緑地全体の管理運営手法の検討を進めており、平成20年5月に基本方針を「生田緑地運営の基本的な考え方」としてまとめました。この中で、生田緑地の各施設の新たな管理運営体制の構築にむけて段階的に取り組み、平成23年度に運営主体を確立することとしました。

2 他の類似施設との比較分析の有用性について

〔意見の要旨〕

所管部局及び各施設において、他の類似施設や競合施設との比較分析が十分に行われていない。単に自施設の過年度実績と比較するのではなく、他の類似施設等と比較・分析することで、より高い効果と効率性を目指した運営形態や運営方法の検討・見直しが可能になると言える。

〔措置の内容〕

所管部局及び各施設において、今後も継続して他の類似施設等の情報収集を行うとともに、課題に応じた比較・分析に努め、生田緑地全体の管理運営手法の検討等にも活用できるようにしていきます。

第9の2 岡本太郎美術館

1 岡本家からの預り資料について

〔意見の要旨〕

岡本家から預かっている資料のすべてが美術館として効果的に活用できるかどうかは明確でない。現在の美術品収蔵庫は、十分な余裕スペースがあるとは言えず、早期に預り資料の内容を調査・整理し、寄贈に関する交渉及び不要品の返却を完了することが望ましい。

〔措置の内容〕

平成25年度末までを目処に岡本太郎記念館からの預かり資料を調査・整理し、岡本太郎記念館と調整しながら、寄贈（第4次寄贈）あるいは返却の準備を進めます。

第9の3 青少年科学館

1 物品管理について

〔意見の要旨〕

川崎市物品会計規則では、2万円未満のものについては、物品ではなく消耗品として処理するが、規則改訂前の1万円だった当時の備品管理シールがそのまま貼付されているため、現物から物品管理台帳への照合を行ったときに、本来あるべきものが記録されていないのか、規程改正により管理台帳から除外されたものなのかを区別できない。

固定資産の現物実査を行い、現行の規程に則り物品として管理すべき資産の実在性を確認するとともに、以後の管理を効率的に行うために、規程改正前に2万円未満の物品に貼付された備品シールについては、消耗品として物品管理台帳から除外済みであることをシール上明示する等の区別を付けておくことが望ましい。

[措置の内容]

備品台帳と現物実査を行い、基準価格の改定にあわせ、2万円未満で備品票の貼付してあるものについては、備品台帳から除外済みであることを明示する作業を平成20年12月までに実施しました。

2 現金実査の実施記録について

[意見の要旨]

日々の集計表による現金実査は行われているが、川崎市金銭会計規則に規定されていないことから「実査表」や「金種表」は作成されていない。

現金現物を検数した証として「金種表」等を作成し、これをチケット販売に関する日々の報告書類に併せて綴る、さらに、定期・不定期に上席者が現金を実査し「金種表」等と照合するなどの、管理・牽制の仕組みを導入することが望ましい。

[措置の内容]

監査の指摘を受けて、平成20年8月1日から収納金の「金種表」を作成し、日計表と共に保管しました。また、上席者による不定期の実査をおこない、「実査表」を作成し保管しています。

第9の4 日本民家園

1 物品管理台帳の適正管理について

[意見の要旨]

平成15年3月以前に取得した物品については、総合財務会計システムによる管理と手書の台帳による管理の2元管理となっている。管理台帳が複数に分割されているという状況は、作業が非効率となるばかりでなく、記録の漏れや重複を生じ易いため、早急に総合財務会計システムへのデータ移行を行い、一元管理とすることが望ましい。

[措置の内容]

手書き台帳の内容を総合財務会計システムへ移行し、物品管理を総合財務会計システムによる一元管理に改めました。

2 物品のたな卸しについて

[意見の要旨]

管理物品の定期的なたな卸しは行われていない。市の所有資産を適正に管理・保全するためにも、定期的に管理物品をたな卸しする必要がある。

[措置の内容]

平成 20 年 12 月から定期的に物品を確認し、たな卸しを行なうよう改めました。

3 現金実査の実施記録について

[意見の要旨]

入館料に係る現金は、当日の有料入園者数に関する報告書上の入金合計と、受付から回収した現金残高を日々照合しているが、金銭会計規則に規定されていないため、「実査表」や「金種表」が作成されていない。

現金現物を検数した証として「金種表」等を作成し、これをチケット販売に関する日々の報告書類に併せて綴る、さらに現在実施している定期的な実査に加え、今後は不定期に上席者が現金を実査し「金種表」等と照合するなどの、管理・牽制の仕組みを導入することが望ましい。

[措置の内容]

平成 21 年度より金種表を作成して業務日報と共に綴り、確認後も保管します。また、実査表を作成し、上席者による不定期の現金の実査も行います。

4 委託業務に対するチェック体制について

[意見の要旨]

施設西門の入園受付業務を外部へ委託しているが、委託先からの現金受払い業務に係る日々の報告内容について、施設職員によるチェックが十分に行われていない。

現金の受払い業務は、処理誤りや不正が発生しやすい業務であるため、効率化を目的として業務を外部へ委託する場合には、回収したチケット現物と当日の入園料収入に関する報告内容の整合性を確認するなどの最低限のチェックを行うことが必要である。職員によって業務結果をチェックされているという事実は、委託業者側の業務の正確な遂行に対する効果的な牽制にもなり得る。

[措置の内容]

入園料収入に関する月次報告書について、平成 21 年度より日報・収納金計算書及びチケット現物を確認するほか、日々の現金受け払い業務に係る結果報告について、回収したチケット現物と当日の入園料収入との確認を行ないます。

5 大岡実氏関連資料の整理について

[意見の要旨]

日本民家園の設立に係わった建築士大岡実氏に関する書籍や資料を、多数寄贈等により施設で受け入れている。収蔵庫のスペースは決して余裕のある状態ではないため、施設運営で必ずしも必要でない資料等については速やかに内容を確認し整理することが望ましい。

[措置の内容]

現在、未整理の大岡氏の資料を整理中ですが、建築史についての相当の知識がないと内容の判断がつかないため、建築学の大学院生等を臨時雇用し、資料目録を刊行できるよう調査を進めています。整理の結果によって園にとって必要でない資料と判断した場合は寄贈者への返還などを行います。